



2 生畜第 1 5 3 5 号
令和 2 年 12 月 21 日

北海道農政事務所生産経営産業部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の遵守状況の確認の徹底について

日頃から畜産環境対策の推進に御尽力いただき、御礼申し上げます。

ご承知のとおり、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号。以下、「家畜排せつ物法」という。）第 3 条第 2 項において、「畜産を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならない」と規定されており、野積みや素掘りなどの不適切な管理は、家畜排せつ物法に違反する行為となります。

しかし、今般、大量の家畜排せつ物を野積み・素掘りしていたことにより、地域の生活環境に悪影響を与える悪質かつ重大な事案が複数件確認されました。

これらを踏まえ、貴職におかれましては、下記事項について、貴局管内道に対し、道内の畜産を営む者及び堆肥センターの管理者への周知徹底及び適切な指導を行うよう、改めて依頼願います。

記

1. 家畜排せつ物法に基づく家畜排せつ物の適正な管理の徹底とその重要性について

農林水産大臣が定める管理基準（規則第 1 条第 1 項）は、「たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設（以下「管理施設」という。）の構造設備に関する基準」と「家畜排せつ物の管理の方法に関する基準」の 2 つがあります。

家畜排せつ物法施行状況調査結果（令和元年 12 月 1 日時点）によると、構造設備に関する基準については概ね遵守されていますが、家畜排せつ物の管理の方法に関する基準については、平成 29 年の同調査時と比較し、依然として法令の遵守状況に改善が見られない状況となっています。構造設備に関する基準に従った管理施設を整備していたとしても、管理の方法に関する基準に従っていないければ、適切な管理が行われていないこととなります。

管理の方法に関する基準では、家畜排せつ物を管理施設の中で管理することが義務付けられており、たとえ、適切な管理施設を整備していたとしても、家畜排せつ物を管理施設



外に放置するといった行為を行っていけば、不適切な管理として、違法行為に該当します。

また、同基準により、管理施設の定期的な点検、修繕、装置の維持管理も義務付けられており、堆肥舎等の施設の経年劣化が進んでいる中、その重要性が増しています。

更に、法においては、家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量についての記録が義務付けられています。

については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の運用について」（平成11年11月1日付け農林水産省畜産局畜産経営課長通知）で示した別記様式を畜産業を営む者に改めて配布していただいた上で、他の調査で頭数や処理状況等を把握している場合はそれらも参考に、畜産業を営む者にその場での記入の徹底を促すことにより、家畜排せつ物の年間発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量についての記録を必ず行うよう、指導方お願いいたします。

特に、増頭・増羽を計画している場合で、家畜排せつ物の管理施設の能力が不足している場合には、予めその増強をはかる必要があります。上記の記録を行うことにより、増頭・増羽した場合にどの程度家畜排せつ物の発生量が増加するかを自ら把握し、管理施設の適切な規模、整備の必要性を判断することができます。

また、これらの事項について、リーフレット（別紙）を作成していますので、その配布や、各種会合における説明等による周知活動を引き続き行っていただく等、指導にご活用いただくようお願いいたします。

更に、悪臭対策や家畜防疫の観点ばかりでなくアニマルウェルフェアの観点からも、家畜排せつ物処理は重要であることから「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」（令和2年3月16日付け農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）に基づき、畜種別のアニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針（（公社）畜産技術協会）のチェックリストも活用しながら、畜舎、施設、設備、器具等について、清掃や洗浄等を行い、清潔に保つよう併せて指導をお願いいたします。

なお、堆肥センターについては、畜産農家の委託を受けて家畜排せつ物を処理するものであるため、法の基準の順守義務の対象となるか否かを問わず、家畜排せつ物の適正な管理の責務を畜産農家に代わって果たす必要があることから、環境部局とも連携した上で、堆肥センターの管理者に対し、家畜排せつ物の適正な管理を行うよう指導方お願いいたします。

また、堆肥センターの受入量が増加する際には、搬入者である畜産農家等と協力して堆肥の需要先確保を行うよう、併せて指導方お願いいたします。

2. 畜産業を営む者の事業場の現地確認について

家畜排せつ物の管理は、畜産業を営む者が自らの責任として、自発的に取り組むべきことであることは言うまでもありません。一方で、今般、大量の家畜排せつ物の不適切な管理が判明した事案に関しては、県や市が畜産業を営む者による家畜排せつ物管理の実施状

況について現地確認を長期間行ってこなかったことが長期に亘り不適切な管理が続けられた一因であると考えられます。

この事案を踏まえ、家畜排せつ物法の遵守状況については、電話による確認や、1/2 補助付きリースや補助事業の利用実績の有無の確認のみを行うのではなく、防疫に配慮しつつ現地を訪問し、実際の管理状況を確認することが重要と考えられます。

現地確認に際しては、以下のような行為は不適切な管理と考えられますので、ご留意願います。

- (1) 野積み
- (2) 素掘り
- (3) 簡易対応と称しつつ、上部は防水シートで被覆しているものの地面には防水シートを敷設していない（管理基準に定めるところによる不浸透性材料で対応していない。）

令和3年12月1日時点の家畜排せつ物法施行状況等調査を実施する予定ですので、現地確認の結果（1の家畜排せつ物の発生量、処理方法等の記録の実施状況も含む。）に基づき、ご報告をお願いいたします。